

IUU漁業の概要とその対策

1 国際社会の共通の課題

- 違法・無報告・無規制(IUU: Illegal, Unreported, Unregulated)漁業は、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動のこと。
- IUU漁業は、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威であり、国連持続可能な開発目標(SDGs) 14. 4に位置づけられる国際社会の共通の課題。違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)、WTO漁業補助金協定、地域漁業管理機関(RFMO)、二国間の枠組等を通じ、国際的な対策が進められている。

2 我が国の立場

我が国は責任ある漁業国として、RFMOにおける保存管理措置やIUU船舶リストの作成、途上国への関連支援等を通じてIUU漁業対策に積極的に取り組む他、我が国が議長を務めたG20大阪サミット(2019)及びG7広島サミット(2023)の首脳宣言においてIUU漁業対策の重要性を明記する等、国際社会における議論をリードしている。

【参考1: 国際会議等で採択されたIUU漁業対策に関連する主な目標、方針等】

- 多国間: FAO・IUU漁業対策行動計画(2001)、国連持続可能な漁業決議、PSM協定(2016年)、G20首脳宣言(2019, 2020, 2021, 2022, 2023)、G7首脳成果文書(2018, 2021, 2022, 2023)、東アジアサミット(EAS)議長声明(2021, 2022)、EAS首脳宣言(2023)、APEC首脳宣言(2021, 2022, 2023)、アフリカ開発会議(TICAD)横浜宣言(2019)、チュニス宣言(2022)等。
- 二国間: 日EU(2012, 2021, 2022, 2023)、日米(2015)、日タイ(2017)の二国間でIUU漁業対策で協力する旨の共同声明を採択。

【参考2: 我が国による途上国へのIUU漁業対策に関する協力事例】

- 能力構築支援・研修の実施: 全世界(太平洋島嶼国・東南アジア・アフリカ諸国等)
- 船舶・関連機材の供与: 東南アジア(ベトナム、インドネシア、フィリピン)、太平洋島嶼国(パプアニューギニア、パラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦)、アフリカ(ケニア、コモロ、マダガスカル、チュニジア、ナイジェリア)



SDG14のロゴマーク



海上保安庁によるIUU漁業対策のための研修の実施(画像: JICA)

違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)

- IUU漁業対策の一環として、寄港国による措置に主眼を置く初の多数国間条約。2009年採択、2016年発効。締約国・機関は75か国・1機関(日本、米国、EU、ロシア、韓国等。中国は未加盟。)(2023年12月現在)
- 我が国は2017年加入。我が国の漁業秩序の維持や、責任ある漁業国としてIUU漁業対策を進める観点から本協定の実効性確保は重要であり、未加盟国に加入を働きかけている。
- IUU漁業等に従事した証拠がある船舶の入港の拒否【第9条】、港の使用拒否【第11条】、船舶の検査【第12条】等を定める。



IUU船舶と認定されている不審船